平成２２年（フ）第２５２０号
福岡市東区若宮５丁目11番８号
債務者　鈴木　春美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３４号
福岡県糟屋郡志免町田富４―18―３
債務者　森田富士子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５５３号
福岡市早良区祖原10番16号
債務者　松川　琢哉
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５６５号
福岡県朝倉市上浦340番地
債務者　熊谷　博文
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５７０号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目１番20―402号
債務者　佐多　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５７５号
福岡市西区姪の浜３丁目46番10―１号
債務者　浜本　陽一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７２号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目６番33号コーポあい103号
債務者　内川　　進
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９２号
福岡市早良区飯倉２丁目８番18号
債務者　関　　弘幸
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３５号
福岡県朝倉市桑原345番地２
債務者　植木　美香
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３号
福岡県八女市室岡870番地
債務者　大石　一也
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８３号
福岡県八女市平422番地
債務者　笹井　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８４号
福岡県八女市上陽町下横山2281番地
債務者　富岡　豊彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１７６号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目22番12号
債務者　村岡　恵美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
鹿児島県姶良市東餅田3498番地　サンガーデン嘉藤Ⅱ202号
債務者　大宮司正明
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
鹿児島県姶良市東餅田3498番地　サンガーデン嘉藤Ⅱ202号
債務者　大宮司豊子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
鹿児島県薩摩郡さつま町二渡3686番地１、前住所鹿児島県日置市伊集院町麦生田669番地13
債務者　原　　正和（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町15番33号
債務者　小村　森枝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係